

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 県内(仙台市の区域を除く。以下同じ。)において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次項第3号において同じ。)

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所

(4) 営業区域(一の市町村を単位とする区域をいう。以下同じ。)に係る市町村名

(5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専ら担当する営業区域の名称

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書面

(2) 第10条第3項に規定する器具の明細を記載した書面

(3) 営業区域ごとに連絡をとっている浄化槽清掃業者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を記載した書面

(4) その他規則で定める書類

(登録の実施)

第4条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者及び営業区域が所在する市町村の長に通知しなければならない。

3 何人も、知事に対し、第1項の規定による登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日以前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないもの

(4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(平7条例30・平17条例42・平23条例123・一部改正)

(変更の登録)

第6条 浄化槽保守点検業者は、新たな営業区域を設けようとするときは、知事の変更の登録を受けなければならない。

- 2 第3条、第4条第1項及び第2項並びに前条の規定(営業区域に関するものに限る。)は、前項に規定する変更の登録の申請、実施及び拒否について準用する。

(変更の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったとき(前条第1項に該当する場合を除く。)は、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 第4条第1項及び第2項並びに第5条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(平17条例45・一部改正)

(登録の抹消)

第9条 知事は、前条の規定による届出があった場合(同条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。 )又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者及び営業区域であった区域が所在する市町村の長に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。ただし、営業所の設置については、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の浄化槽管理士は、営業区域ごとに専任でなければならない。ただし、その営業区域において保守点検の委託を受けた浄化槽の基数が少ない等相当の理由がある場合は、この限りでない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定の一に抵触する場合は、2週間以内にこれらの規定に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(令2条例22・一部改正)

(営業上の遵守事項)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士(当該浄化槽保守点検業者の営業所に置かれた浄化槽管理士をいう。以下この条において同じ。))に行わせ、又は実地に監督させなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び当該浄化槽の管理者から委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯させなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、第2条第2項の有効期間内に1回以上、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

(令2条例22・一部改正)

(登録の取消し等)

第12条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により 第2条第1項若しくは第3項又は第6条第1項の規定による登録を受けたとき。
- (2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までの一に該当することとなったとき。
- (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(聴聞の方法の特例)

第13条 知事は、前条第1項の規定による登録の取消処分をしようとするときは、聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(平7条例30・全改)

(報告の徴収、立入検査等)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例を施行するために特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる者からは、1件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 2万8,800円
- (2) 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 2万8,800円
- (3) 第4条第3項の規定により登録簿の謄本の交付を受けようとする者 350円
- (4) 第6条第1項の規定により変更の登録を受けようとする者 1万7,800円

2 手数料は、知事が別に定める方法により納入しなければならない。

(平5条例11・平9条例10・平29条例12・令6条例9・令7条例36・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けた者
- (3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定による変更の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第6条第1項の規定による変更の登録を受けた者
- (3) 第10条第4項の規定に違反して措置を講じなかった者
- (4) 第10条第6項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (5) 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (6) 第14条第1項の規定による報告の求めに応ぜず、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間は、第2条第1項の規定にかかわらず、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則(平成5年条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 施行日前に申請又は請求がなされた浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の規定による登録又は謄本の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第42号)

この条例は、民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)の施行の日(平成17年4月1日)から施行する。

附 則(平成17年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第123号)

この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成24年4月1日)

附 則(平成29年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の前日に申請がなされた浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の規定による登録に係る手数料については、なお従前の例による。

(自然の家条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 自然の家条例の一部を改正する条例(平成28年宮城県条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和2年条例第22号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第9号)

この条例中第3条から第5条までの規定は公布の日から、第1条、第2条及び第6条の規定は同日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(令和7年条例第36号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。